

【お知らせ】

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任（滋賀県内市町国保、後期）の取扱い等について

標記療養費の受領委任制度の導入に伴い、滋賀県内における申請については、次のとおりとさせていただきますので、ご注意ください。

1. 受領委任制度を導入される保険者

滋賀県内の市町国民健康保険及び滋賀県後期高齢者医療広域連合
※滋賀県医師国保組合は、「償還払い」の取扱いとなります。

2. 受領委任制度の導入時期

平成31（2019）年4月1日から

3. 審査委員会の設置

審査委員会を設け、平成31（2019）年5月から審査を開始します。

4. 療養費支給申請書（福祉医療費は除く）の提出先（問い合わせ先）及び提出の開始時期

①提出先・問い合わせ先（受領委任により、提出先が変更となります）

滋賀県国民健康保険団体連合会 審査・業務課療養費係 〒520-0043 大津市中央四丁目5番9号 滋賀国保会館 TEL：077-522-4382
--

※福祉医療費申請書は、従来どおり市町に提出ください。

②提出の開始時期

平成31（2019）年5月（請求分）から

※請求方法等詳細は、下記7. の登録届を提出いただいた施術所宛、後日連絡いたします。併せて、滋賀県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）ホームページに掲載します。

5. 国保連合会における療養費支給申請書の（毎月）受付時期

平成31（2019）年5月（請求分）以降、毎月1日から10日まで

6. 療養費の支払い

受領委任制度の導入に伴い、国保連合会から施術所に対し、療養費の支払いを行います。対象は、平成31（2019）年5月請求分からとなります。

7. はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所新規（変更）登録届の提出

国保連合会では、療養費の支払いを実施するにあたり、施術所情報の登録を行います。

受領委任の申出をされた施術所宛、当該登録届を後日（平成31（2019）年2月以降順次）送付させていただきますので、必要事項を記載いただき、上記4. の提出先に提出いただきますようご協力の程、よろしくお願いいたします。

8. その他

受領委任の取扱いを希望される場合は、あらかじめ近畿厚生局に所定の申請が必要となります。申請が未だの場合は、早急に申請ください。

受領委任の申請をされていない施術所につきましては、償還払いの取扱いとし、原則、代理受領の取扱いは、できないこととなっていますので、ご注意ください。

※償還払いとは、被保険者（患者）が、一旦自費で療養を受け、事後にその費用を現金で保険者から支払いを受けるものです。

※このお知らせは、請求実績が確認された施術所または保健所に届出をされている滋賀県内の全ての施術所に送付しています。既に受領委任申請済の施術所におかれましては、ご容赦ください。